

4 運搬基準

フロン類を運搬するときには、『自動車リサイクル法（[法第十三条/施行規則第七条](#)）』で定められている運搬に関する基準に従って、フロン類を引渡し・運搬する必要があります。

👉 ポイント

フロン類の運搬に関する基準

- 回収したフロン類の移充てんを行わないこと
- 回収容器は、転落、転倒等による衝撃およびバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと

1 フロン類の引渡しのための容器

『高圧ガス保安法』に適合した 30 リットル以下のボンベをご使用ください。

① ボンベおよびボンベ専用ケース

- ボンベには、白色の油性塗料等で「R12 用」「R134a 用」など、フロン類の名称を必ず明記してください。
- ボンベを指定着払い方式で引き渡すときは、ボンベ専用ケースへの梱包が必要です。専用ケースは無償貸与しますので、希望される場合は、「ボンベ専用ケース発注申込書」（[7-3 ページ](#)）に必要事項をご記入の上 FAX でお申し込みください。



ボンベ



ボンベ専用ケース

📄 メモ

ボンベ専用ケースは、各社専用ではありません。

ボンベ引渡し時とは別のケースで返却されますのでケースには事業者名やフロン類の種類等を記入しないようお願いいたします。

2

フロン類の引渡し



注意

引渡報告（センター報告）は、運搬業者にポンペを引渡ししてから行ってください。

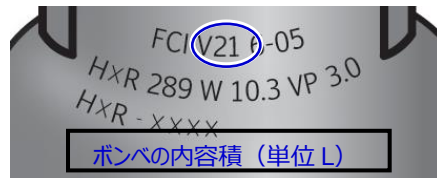
回収したフロン類の引渡しの際は、「運搬基準」（2-12 ページ）および「引取基準」（2-16 ページ）に従ってフロン類を運搬する必要があります。

運搬方法には、運搬業者に委託し、指定引取場所に運搬する「指定着払い方式」と、フロン類回収業者にて指定引取場所に持ち込む「持ち込み方式」の2つがあります。

① 指定着払い方式を利用する場合

- ・ 提携運搬会社に委託することで、大型ポンペ・専用パレットの指定引取場所までの運搬および返却が、効率的に行われます。
- ・ 運搬費用は、提携運搬会社へ直接支払われるため、フロン類回収業者が運搬料金を支払う必要はありません。（フロン類回収業者への運搬料金の支払いはありません）
- ・ ポンペサイズは、ポンペの刻印を現場で予め確認の上集荷依頼を行ってください。

ポンペ刻印（内容積）	ポンペのサイズ
V12 未満	10 kgポンペ
V12 以上～V15 未満	12 kgポンペ
V15 以上～V23 未満	20 kgポンペ
V23 以上～V30 以下	24 kgポンペ



- ・ 集荷のときに専用伝票を持ってお伺いしますので、「自動車フロン類引渡状」は不要です。

Web で依頼するとき

電子マニフェストシステム「都度入力・引渡報告」画面上で集荷依頼を行ってください。

<集荷依頼方法>

- ① フロン類回収工程のメニュー選択画面で「1.5 都度入力」を選択。
- ① パレットを発送拠点経由で発送する場合は、「1.9 荷姿変更」を選択。
- ② 引き渡すポンペの「集荷依頼」欄のチェックボックス（）をクリックしてチェック（）。
- ③ 「集荷依頼のときの指定項目」欄で、集荷希望日、希望時間帯、ポンペ・パレットサイズを選択。
- ④ 『集荷依頼』ボタンをクリック。

メモ

集荷可能日

集荷依頼後、最短で3日後（土日祝を除く）に集荷に伺います。

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
通常週	依			集								
		依		集								
			依					集				
				依					集			
					依					集		
						依					集	

=集荷依頼日
 =集荷可能日

電話で依頼するとき

フロン回収コールセンターに電話し、集荷依頼を行ってください。

フロン回収コールセンターより以下事項を確認させていただきますので、事前にご準備ください。

【確認事項】

- ・事業所コード
- ・集荷依頼を行うボンベの荷姿 ID (CHxxxx・……)
- ・ボンベのサイズ
- ・集荷希望日

《専用窓口》
フロン回収コールセンター
TEL：0120-260-994
(受付時間 9：00～17：30)
土曜・日曜・祝祭日は除く

FAXで依頼するとき

フロン回収コールセンターにボンベ集荷依頼書を FAX し、集荷依頼を行ってください。

ボンベ集荷依頼書に
上記【確認事項】を記入して FAX。
依頼書は、自再協 HP (<http://www.jarp.org/>)
よりダウンロードしてください。

《専用窓口》
フロン回収コールセンター
FAX：0120-260-995
(受付時間 9：00～17：30)
土曜・日曜・祝祭日は除く

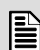
ポイント

集荷依頼のときは、フロン回収コールセンターより以下の内容を電話にて確認させていただきます。

- ・ フロン類充てんボンベのバルブ閉栓がされていること
- ・ 漏れ防止キャップの締め付けが行われていること
- ・ ボンベ専用ケースへの確実な梱包がされていること

② 持ち込み方式を利用する場合

- 空のボンベは、フロン類回収業者自ら、またはフロン類回収業者が手配した運搬業者が指定引取場所で受け取ってください。
- 運搬料金は、フロン類回収業者に支払われるため、運搬委託する場合は、運搬業者へ運賃を支払う必要があります。
- 持ち込み方式を利用する場合、「自動車フロン類引渡状」の記入・添付が必要になります。
引渡状は、自再協 HP (<http://www.jarp.org/>) よりダウンロードしてください。


メモ

自動車リサイクルシステムへの登録申込時に「指定着払い方式」を選択していない事業者が着払いで指定引取場所へ送った場合には、指定引取場所で引取りを行わないか、フロン類回収料金から運搬料金分を減額することになります。

3 指定引取場所

フロン類の指定引取場所は、発送地の区分ごとに設置しております。

〔自動車フロン類 指定引取場所一覧〕

発送地	指定引取場所（兼 破壊施設）
北海道	早来工営（株）札幌工場 〒061-3242 北海道石狩市新港中央 3-750-6
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 栃木 群馬 新潟 富山	エコシステム秋田（株） 〒017-0005 秋田県大館市花岡町字堤沢 42
茨城 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡 愛知	AGC（株）千葉工場 〒290-8566 千葉県市原市五井海岸 10
石川 福井 岐阜 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	エコシステム山陽（株） 〒708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原 1125
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	サツマ酸素工業（株） 〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町 3-42
沖縄	沖縄フロン回収処理（株） 〒901-2134 沖縄県浦添市港川 401


ポイント

破壊が完了したボンベは、原則 15 日以内に引き渡していただいた事業所に返却します。